- 本件控訴をいずれも棄却する。
- 控訴費用は控訴人及び控訴人補助参加人三名の負担とする。 事実及び理由

当事者の求める裁判

- 控訴人及び控訴人補助参加人等
- 1 原判決を取り消す。
- 被控訴人の請求を棄却する。 2
- 訴訟費用は、第一、第二審とも、被控訴人の負担とする。

被控訴人

控訴棄却

事案の概要

本件事案の概要は、次のとおり改めるほかは、原判決の事実及び理由の「第二 事案の概要」欄記載のとおりであるから、これを引用する。

一 原判決書四頁――行目において引用する原判決別紙記載の組合員のうち、 「64」の「A1」を「A1」に、「69」の「B1」を「B1」に改める。

同五頁八行目の「補助参加人等」を「控訴人補助参加人等」に、同五行目か ら六行目の「夏季手当の減額支給及び賃金規定に定める「昇給欠格条項」該当者と して取扱う措置」を「夏季手当を減額支給する措置」に、同一一行目の「救済命

令」を「救済命令(以下「本件救済命令」という。)」に改める。 三 同七頁一行目の次に行を改めて「(二)控訴人は、労働組合法に基づき設置 され、労使間の不当労働行為の審査、判定及び紛争の斡旋、調停、仲裁等を主として行う行政機関である。」を加え、同二行目の「(二)」を「(三)」に改める。四、同九頁五行目の「同月」を「同年二月」に、九行目の「2 就業規則の定

め」を「2 労働協約、就業規則の定め」に、同一〇行目の「原告の」を「被控訴 人と国労東海鉄道本部との間で昭和六二年四月二四日に締結した労働協約六条に は、組合員(専従を除く。)は、被控訴人から承認を得た場合を除き、勤務時間中 に組合活動を行うことはできない旨の定めがあるほか、控訴人の」に改める。 五 同一〇頁七行目、同二〇頁一〇行目、同二一頁一一行目の各「服装の整装」

を「服装の整正」に改める。

六 同一一頁一〇、一一行目の各「号俸」を「号俸」に、同一〇行目の「越え る」を「超える」に改める。

七 同一三頁九行目の「号棒」を「号棒」に、同一〇行目の「自覚にかけ」を 「自覚に欠け」に改める。

八 同一四頁一〇行目の「本件組合バッヂ」を「組合バッヂ」に改める。

九 同一六頁五行目の「補助参加人等」を「控訴人補助参加人等」に、同七行目 の「原告は」を「被控訴人において」に改める。

- -○ 同一七頁一行目の「命令」を「本件救済命令」に改める。 -- 同一九頁三行目から六行目を次のとおり改める。

争点

- 被控訴人のした本件組合員等に対する本件措置が労働組合法七条三号に該当 するか否か。
- 2 控訴人補助参加人等は、本件訴訟において、本件措置が労働組合法七条一号 に該当することを主張することができるか。これができるとすれば、本件措置が同 条一号に該当するか否か。

三 当事者等の主張」

同二〇頁四、五行目を削除し、同二一頁一行目の次に、行を改めて次のと

「ところで、本件就業規則違反が成立するためには、控訴人が主張するように職 務の遂行が阻害されるような実害発生を必ずしも要件とすべきではない。控訴人及 び控訴人補助参加人等は、実質的にみて業務の遂行に支障がなく、また、業務運営を阻害しない性質の組合活動は、たとえ使用者の承認がなくとも、その正当性は認められるべきであるとし、本件組合バッノデの着用によって実質的な意味での職場 規律や業務の運営に支障が生じたとは認められないと主張する。しかし、右主張 は、大多数の社員によって遵守されている就業規則の不遵守、その遵守を求める指 示に対する反抗的所為の存在が認められても、なお、減益、運行阻害等現実に把握 し得る不利益が発生しない限り職場規律違反は認め得ないという見解に帰し、不当 である。このような一部の例外的少数社員により公然と敢行される就業規則不遵

守、指示違反は、それ自体企業秩序保持義務に違反するものであり、本質的に業務の正常な運営を阻害するものであるのみならず、もしそのような状態が放置されるべきことになれば、さらにその影響が業務上大きく波及し得ることは否定すべくもない(国鉄における職場秩序の乱れが、業務上の指示権の否定ないし反抗という初期の萌芽から、収拾し得ない現場協議制の濫用による職場の舞秩序化状態に達し、その改善を指向して改革法に基づき新会社が発足したものである。)。このような就業規則違反、指示命令違反の状態は、まさに、放置し得ない職場秩序の乱れとして理解されるべきである。

また、控訴人補助参加人等は、本件組合バッヂ着用の権利性を主張するに当たり、外国における組合バッヂの取扱及び国内のJR各会社以外の民営各社における事例を援用して、これらを考慮すべきであるというが、抽象的に一般化して論じ得るものではなく、各国の労働組合の実態、各企業における職場規律の確立、維持に関する努力、取扱等に異同があるものであるから、同一に論じることはできない。」

一三 同二二頁七行目の「なお、」の次に、「本件救済命令は、被控訴人に対し、主文第一項(2)において、「昭和六二年五月二七日から同月三〇日までの間に行った組合バッヂ着用」を理由とする「厳重注意」を理由に、本件組合員等を「昇格欠格条項」該当者として取り扱わないこと」を命じるが、」を加え、同八行目から九行目の「終了していたのであるから」を「終了しており、本件組合員等は、「昇格欠格条項」該当者としては取り扱われていないから」に改め、同一〇行目の次に、行を改めて次のとおり加える。

「控訴人は、本件措置が労働組合法七条三号に該当するとして、本件救済命令を発したものであるところ、本件訴訟は、原処分の適否を審理判断の対象としており、原処分をした労働委員会の続審的性格を有するものではなく、また、控訴人補助参加人等が控訴人の主張に反する主張をすることはできないから、本件訴訟においては、本件措置が労働組合法七条一号に該当するか否かは判断されるべきではない。」

一四 同二五頁一行目「「再建委員会」」を「日本国有鉄道再建監理委員会」に改め、同四行目の「労使関係の経緯」の次に「(B2職員局次長(当時)の発言、人材活用センターへの控訴人補助参加人等所属の組合員の大量配属、第二次労使共同宣言が行われた際の国鉄総裁の発言、国鉄末期に職場規律の乱れが問題となったときにも組合バッヂについては不問に付されていたこと等)」を加え、同五行目の「四月」を「昭和六二年四月」に、同七行目の「指導をしている。」を「指導をした上、本件組合員等の行為態様からすれば不相当に重大な不利益処分である本件措置に及んでいる。」に改める。

一五 同二六頁一行目から同三〇頁六行目までを次のとおり改める。

「(一)労働組合法七条一号該当性の主張の可否

(二) 就業規則の解釈・適用について

就業規則は、使用者の一方的制定の方式を採るものであるから、その解釈は厳格に行われるべきであり、とりわけ、それが労働者や労働組合の権利・保護利益にかかわりを持つ場合には、慎重な解釈と適用が要請される。

本件就業規則は、労働条件の基本と職場における「職場規律維持、業務運営保持」の目的で定められたものであるが、労働者及び労働組合が有する権利との関係で、制約もしくは調整を受けざるを得ないものであるから、本件就業規則二〇条三

項、二三条の運用に当たっては、本件救済命令が判断したように「ただ会社(被控訴人)の一方的に定めた規則に違反したというだけでは足りず、バッヂの着用が具体的に職場の秩序を乱し、または業務の運営を阻害する等と認められる場合に限発動させる配慮が必要である」というべきである。最高裁判所も、就業規則の解釈・適用について、労働者や労働組合員について考慮されるべき権利や利益とのが表え方を採用しており、このような考え方からすれば、本件組合バッチの着用に対する本件措置は不当とされるべきものであり、さらにいえば、のの着知に対する本件措置は不当とされるべきものであり、さらにいえば、このようなでである。何故ないであるがである。何故ないであるがらである。何故ないであるがらである。何故ないであるがらである。何故など、和益には、結社・団結を求める精神的利益であるから、それと衡量されば、職場の中から国労色を消していく利益だけであるからである。

(三) 本件組合バッヂ着用の権利性

国鉄時代、国労のみならず、他の組合も組合バッヂを作り組合員に交付していた。本件組合バッヂの形状は、縦一・一センチメートル、横一・三センチメートルのもので、デザインは、黒地の金属板に、金色の線路の断面図が描かれNRUの表示が賦されたもので、昭和四一年二月の国労結成二〇回大会において、それまでのデザインを現在のものに変更することが決定された。その形状、内容、色彩、デザイン等からして、極めて地味で小さく、他人の注意を引かない目立たないものである。

その後、動労や鉄労により組織された鉄道労連は、組合バッヂを定め、被控訴人が発足した昭和六二年四月一日付け組合機関紙上で、組合バッヂの着用を当然のこととして、「着けよう鉄道労連バッヂ」というキャンペーンを行ったが、被控訴人から取り外しを指示されて着用を中止した。そうしておいて、被控訴人は、本件組合バッヂを着用するであろう控訴人補助参加人等の組織に対し、本件組合バッヂの

取り外しを口実に公然と介入できる機会を作ったものである。 組合バッデは、内外の鉄道関係組合で着用されている。すなわち、JR以外の私 鉄関係の組織である私鉄労働組合総連合会傘下の労働組合に対する調査によると、 組合員は、就業時間中に同連合会が定めた組合バッヂ(横一・三センチメートル、 縦〇・ハセンチメートルで、緑と赤地又は黒地にPRUとデザインされたもの)を 着用しているが、使用者からの介入や不利益取扱などはされていないことが明らか である。また、国際産業別組織である国際運輸労連(ITF)を通じて行ったアン ケート調査によれば、フランスを除き、世界各国の交通労働者のほとんどが勤務時間中に加盟組合の組合バッヂを着用しており、使用者からそれに対して何らの制限を受けていないことが明らかとなっている。この結果は、本件措置が国際的常識か らみても異例であることを示している。憲法上団結権の保障規定のないアメリカ合 衆国においても、連邦最高裁判所は、一九四五年(昭和二〇年)四月のリパブリッ ク航空事件において、組合バッヂ着用の権利性を承認し、以後、「作業遂行や安全 への支障、あるいは顧客へのサービスへの悪影響など特段の事情がない限り、組合 バッデ着用の権利は制限されない」との考え方が確立してる。ちなみに、アメリカ 連邦裁判所の右基準を用いてみても、本件において右「特段の事情」は認められな

職場規律問題と本件組合バッヂ

国鉄は、戦前戦後を通じて超優良企業であったが、昭和三九年に「赤字」に転落 した。その理由は、政府、議員は、国鉄に新幹線を始めとする新線の建設を行わせ、これに伴う借入金とその利息が経営を悪化させ、昭和五九年には、債務額は二 二兆円に達した。政府は、他方で、多額の税金を投じて道路建設を進め、輸送分野における国鉄の足場を崩し、また、国鉄の事業範囲を制限し、新線開発やターミナル開発による利益を得られないようにさせ、国鉄の赤字を拡大させた。さらに、国 鉄経営の困難を助長させたのは、労使関係に対する政府の政策である。すなわち、 政府は、国鉄当局に経営の自主性を与えなかったため、労使関係の不安定化を招 き、国鉄の経営悪化の要因となった。このように、国鉄の赤字は、交通政策の貧困 と利権政治に由来するものであり、国鉄で働く労働者が責任を問われるようなもの ではなかった。

ところが、昭和五五年ころから「国鉄赤字論」が喧伝され始め、昭和五七年ころからは国鉄を分割民営化するとともに、職員を大幅に削減しようとする動きが出て きた。すなわち、第二次臨時行政調査会が昭和五七年七月三〇日に提出した第三次 答申(基本答申)は、国鉄財政の現状とその原因に触れた上で、国鉄に最も大切な ため、職場におけるヤミ協定、悪慣行(ヤミ休暇、休憩時間の増付与、労働実態の ともなわない手当、ヤミ専従、管理職の下位職代務等)は全面的に是正し、現場協 議制度は本来の趣旨にのっとった制度に改める。」とすることを指摘した。

しかし、国鉄時代に「職場規律の乱れ」として取り上げられた問題の多くは、国 鉄と国労が締結した現場協議制についての労働協約の運用にかかわるものが中心で あって、国鉄の下部機関と労働組合が協定したり、慣行として行っていたことが、 国鉄本社の正規の承認を得ていなかったり、規定に反していたり(「時間内洗身」 や「ヤミ専従」など)、あるいは、労働の実体を伴わない手当であったり(「ブル ートレイン手当」など)したものである。これは、労働条件変更の手続のあり方や 国鉄当局の現場管理のあり方の問題であった。もう一つの側面は、職員が管理職の 指示に従わなかったり、勝手に休んだりしたことである。職員が管理職の正当な業 務指示に従わなかったり、正当な理由がなく欠勤したりすれば、本来就業規則に従 って懲戒するなどすべき筋合いのことである。それが、組合が怖くてできないとい うのであれば、それは、国鉄当局の現場管理のあり方の問題である。

以上のとおり、「職場規律の乱れ」として取り上げられた問題は、いずれも主と して国鉄当局の「管理の乱れ」であって、それ自体は、労働組合の権利とは関わり を持たない事柄であり、使用者の責任において是正できるものを是正すれば足りる のである。それにもかかわらず、被控訴人が「職場規律」を保持するためとして、 本件組合バッデの着用を禁止し、本件措置に及んだことは、不当労働行為に該当す

るというべきである。

不当労働行為意思を推認させる国鉄及び被控訴人関係者の言動等 以下にみられるような国鉄及び被控訴人関係者の言動等は、国鉄当局が国労に対 し強固な反組合的意思を有していたこと及び被控訴人がこれを引き継ぎ国労を嫌忌 し、本件措置が、被控訴人による国労の組織を弱体化しようとした支配介入行為で あったこと又は労働組合の正当な行為をしたことに対する不利益取扱であったこと を推認させるものである。

「第一次共同宣言」の締結と国鉄総裁の発言 (1)

国鉄当局は、昭和六一年一月一三日、動労、鉄労などと「労使共同宣言」を締結 したが、右宣言は、国労の方針であった分割民営化反対の方針変更を迫り、分割民 営化を進めようとする国鉄当局への全面的協力を求めるものであったので、国労は 締結を拒否した。これに対し、国鉄当局は、国労を「信頼を持てない組合」と評価 した。すなわち、B3国鉄総裁は、昭和六一年一〇月二一日の衆議院・国鉄改革に 関する特別委員会において、「労使共同宣言に調印できないあるいは反対である組 合に対しては信頼は持てない」と明言し、「労使共同宣言」を機に、国労敵視と弱 体化の労務政策は一段と強化されるに至った。

B 2 国鉄本社職員局次長の発言 (2)

B2国鉄本社職員局次長(現被控訴人代表取締役社長)が昭和六一年五月二一日 に開かれた動労の会議に出席し、「私はこれから B 4 (当時の国労の委員長)の腹 をブンなぐってやろうと思っています。みんなを不幸にし、道連れにされないよう にやっていかなければならないと思うんでありますが、不当労働行為をやれば法律 で禁止されていますので、私は不当労働行為をやらないという時点で、つまり、やらないということはうまくやるということでありまして……」と発言し、国労に対し不当労働行為をすることを明言した。

(3) B5機械課長の文書

国鉄本社車輌局B5機械課長は、昭和六一年五月、全国の各機械区所長に対し、 「管理者は自分の機械区(の国労)は自分の責任において潰すのだという居直りが 必要不可欠である。」とまで述べた文書を送付し、国労潰しを指示した。 (4) 国鉄総裁による国労非難

B3国鉄総裁は、昭和六一年七月八日の動労大会及び鉄労大会に出席し、両組合 を賛美する一方、言外に国労を敵視し、国労を抜けなければ新会社への雇用が保証されないかのごとき発言をして、国労所属組合員の雇用不安を煽った。 (5) 第二次労使共同宣言の締結

国鉄当局と動労、鉄労などは、昭和六一年八月二七日、 「第二次労使共同宣言」 に調印した。その内容は、「労使は、「国鉄改革協議会」(国鉄、動労、鉄労などで構成する。)が、今後の鉄道事業における労使関係の機軸として発展的に位置づ けられるよう、緊密な連携、協議を行う。」とするもので、露骨な組合間差別の意 図を表明するものであった。 (6) 二〇二億円訴訟の取下げ

国鉄当局は、昭和六一年八月二八日、二〇二億円訴訟(昭和五〇年一一月二六日 から同年一二月三日まで行われた「スト権スト」に関し、国鉄当局が昭和五一年二月に国労及び動労に対して、それによって発生した二〇二億円の損害賠償の支払を 求めた訴訟)について、動労に対する訴えのみを取り下げた。

(7) 人材活用センターへの差別的配属

国鉄当局は、昭和六一年七月一日、「人材活用センター」を全国一〇一〇箇所に 設置した。新聞報道などから、同センターへの配置は新会社への不採用に通じると の考え方が一般的であったが、国鉄当局は、国労所属組合員を集中的に同センター に配置した結果、同年一一月一日現在国労の組織率が国鉄全職員の四八パーセント にもかかわらず、同センターのハーパーセントが国労所属組合員で占められてい た。新幹線支部についてみても、支部や分会の役員を中心に一一八人が配置され、 国労脱退等により大きな組織的打撃を受けた。本州においては、退職者が激増し、定員割れとなったため、同センターに配置された者の採用差別は現実化しなかった が、北海道、九州においては、同センターに配置された者を中心に大量の不採用者 が出た。

なお、昭和六一年一一月に横浜鶴見人材活用センターにおいて発生した傷害事件 について、国労所属組合員が逮捕・起訴されたが、無罪判決が確定した。右事件 は、当時の国鉄当局が国労組織の弱体化をねらったものであった。

(8) 採用拒否と採用差別

本件組合バッヂ着用が禁止されたのは、昭和六二年四月以降であるが、その前後 数ヶ月間に差別事件が集中的に発生しているのである。例えば、同年二月一六日、 国鉄は、設立委員に対し、「新会社に採用すべき者」の名簿を提出し、設立委員会 は、国鉄の提出した名簿に記載された者全員を採用したが、その結果、全国で国労 所属組合員が集中的に不採用とされた。特に、北海道、九州における国労差別は著しく、労働委員会から救済命令が発せられている。

新幹線支部の各分会役員等に対する差別的配属

国鉄当局は、昭和六二年三月一〇日ころ、設立委員から採用内定を受けていた新 幹線の現業職員に対し、新たな配属決定を行ったが、国労職員に対する差別的配属 は明らかであったため、労働委員会から救済命令が発せられている。

各JR会社の分割民営化直後の不当労働行為

昭和六二年夏から秋にかけて、東日本旅客鉄道株式会社と被控訴人の双 方で、国労所属組合員をねらった出向事件が発生し、労働委員会から救済命令が発 せられている。これらの差別事件は、国鉄とJR会社が実質的に連続した人員によ り経営されており、少なくとも、分割民営化直後は、国鉄当局、国鉄幹部が持っていた国労敵視の感情がそのままJR会社の被幹部に引き継がれたことを示してお り、本件組合バッヂの着用禁止もこの時期にJR会社を覆っていた「国労敵視」の 不当労働行為意思の発現であるとみるのが当然である。

新会社での新たな「共同宣言」

被控訴人は、昭和六二年四月三〇日、東海旅客鉄道組合連合会及び東海鉄輪会との間で、「共同宣言」を締結したが、この宣言は、国鉄時代の「第二次共同宣言」 を受け継ぐもので、国労を排除し、国労組織そのものの解体までも明言している。 (12) 控訴人のB2取締役企画本部長の発言

被控訴人のB2取締役企画本部長は、昭和六二年五月二三日、静岡の商工会議所 の会議室で開催された現場長会議において、新会社発足が円滑に進んだ理由とし て、「K(国労)の崩壊があげられる。もしKが一年前の勢力であったならば、う まくはいかなかったと思う。」と発言した。

(13) 被控訴人B6社長の発言

また、被控訴人のB6社長は、昭和六三年一月のJR東海労組の機関紙におい て、「東海労の方とは、「同じ船に乗り、しかも同じ方向に櫓をこぎだしている」 間柄だと思っております。」等と述べ、特定の組合をバックアップすることを表明 している。

(14)現場管理者の言動

そして、被控訴人の現場の管理者は、本件組合バッヂをはずさせるため、次のよ うな異常な言動をとった。東京保線所では、B7所長が、昭和六二年四月二日、東 京支所に勤務していたA10に対し、約六時間にわたり本件組合バッチをはずすよ う執拗に言い、その中で、「突っ張っているんじゃない。首をかけてやる覚悟してやってんのか。」などと述べ、同月八日、小田原支所において、国労所属組合員のB8及びB9を個別に呼び出し、支所長と助役の同席するところで、B8に対しては、「おめえば首覚悟でやっているのか」「おれと心中する度胸があるくらいの気 日、国労所属組合員のB12を会議室に呼び出し、B13及びB14両助役とともに、「組合バッヂをはずしなさい。」「目障りだから業務に支障があるのだ」等と述べた。東京第二運転所のB15総務課長は、同年五月ころ、国労所属組合員のA 3に対し、「(本件組合バッヂを指で指しながら) こんなものを着けているからお は「不性組合ハッチを指で指しながら)こんなものを着けているからお前は運輸部に配属されたのだ。」と述べた。東京電気所では、信号通信工事科B16助役が、A4に対し、同年三月三一日、「明日の入社式でバッヂを着けている者には社員章を渡さない。」と述べ、翌日入社式でも、社員章を渡す前に二回ほど「そのバッヂをはずしなさい。」と述べたが、結局本件組合バッヂをはずさなかった同人にも社員章を手渡した。また、東京電気所電力課長は、国労所属組合員のB17を就業時間中に何度も呼びつけて、「就業規則に定められているのだから、バッヂをはずしなさい。」と執拗に求め、さらに、同人を含めて本件組合バッヂ着用者を見かける都度、「そのまま着けていると、重大な処分をしなければならな 者を見かける都度、「そのまま着けていると、重大な処分をしなければならな い。」と再三再四処分をほのめかした。

(15) 職員管理調書による国労差別

(16) 本件就業規則による組合バッヂ着用禁止のねらい

本件措置の根拠である本件就業規則は、次のような経過で作成された。すなわち、国鉄は、昭和六一年一二月三日、本社内に東海旅客鉄道株式会社設立準備室を設置し、この準備室において、国鉄職員が本件就業規則を作成したものであり、實上国鉄当局が国労等との労使関係をふまえて本件就業規則を作成したものである。その上で、右設立準備室は、昭和六二年三月二六日付けの事務連絡により、組合バッヂ等は着用させないこととの指示を行った。この事務連絡は、形式的には、すべての社員に及ぼすものではあっても、この時期には、鉄道労連の組合員は、一人も組合バッヂを着用していない状態にあり、国労及び国労所属組合員にねらいを定めて行われたものである。

第三 争点に対する判断 一 争点1に対する判断

1 本件措置に至る経緯

争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる(証拠は認定事実の後に括弧書きで示した。)。

(一) 国鉄改革の概要

(甲第六、第二六~三五、第四五号証、乙第一〇号証)

(二) 分割民営化に至る国鉄労使の状況

(1) 昭和五六年一〇月、一一月に開かれた第九五回国会の衆議院及び参議院の行財政改革に関する特別委員会において、国鉄のヤミ慣行、ヤミ協定、ヤミ休暇、ポカ休等が取り上げられ、職場規律の問題が指摘された。また、昭和五七年三月ころからは新聞雑誌に国鉄のポカ休、ヤミ手当や現場協議における管理者の吊し上げ等の職場規律の乱れに対する厳しい批判記事が連続的に掲載された。

国鉄職員局長は、昭和五六年一一月九日、各鉄道管理局長らに対し、一部の職場において依然として規律の乱れが改善されず、国民・世論から厳しい批判を受けるのは誠に遺憾であるとして、職場規律維持のための具体的措置を講し、そのは、同月一六日、職員管理に関する事項について総合的に調査、審議し、その推進を図るため本社内に職員管理委員会が設置され、今後の経営改善の基本をなす、遺管理について、本社内各局が一体となって、対策を徹底し、推進を図っていくことになり、国鉄副総裁は、昭和五七年一月二八日、各機関の長に対し、「現在国鉄は、その存立をかけて再建に取り組んでいる極めて重要な正念場にあるということに深く思いを致し、この際正すべきは正し、難局を切り拓いて行くよう、努力とに深く思いを致し、この際正すべきは正し、難局を切り拓いて行くよう、努力とに、宣「業務管理の適正について」と題する通達を発して、業務管理の適正化を指示した。

(甲第八~第一〇、第一二~第一六号証、乙第一一五~第一一九号証)

(2) 運輸大臣は、昭和五七年三月四日、国鉄に対し、「いわゆるヤミ手当や突発休、ヤミ休暇、現場協議の乱れ等の悪慣行などについては、誠に遺憾なあり、これら全般について実態調査を行う等総点検を実施し、調査結果に基づ、国鉄総裁は、全規業機関四八三一箇所を対象として行われたが、その報告内容にの総点検は、全現業機関四八三一箇所を対象として行われたが、その報告内容によって、職場規律の乱れがそれまで本社が把握していた程度を超えるものであることが判明したことから、悪慣行、ヤミ協定の即時解消、現場協議の乱れの抜本的と正、現場管理者のバックアップ体制の確立、職場管理体制の充実に緊急に全力をがいて、現場にで取り組むこととした。その後、国鉄は、昭和六〇年九月までの間に八次にり職場規律の総点検を行ったが、いずれの総点検においても組合バッデの着用状況についての調査項目はなかった。

(乙第一二〇~第一五七、第一九六号証)

このような動きと平行して、国鉄は、現場協議制度が悪しき労使関係を生み出してきたとして、昭和五七年七月、各労働組合に対し、同年一一月三〇日に有効期間が満了する「現場協議に関する協約」の改訂を申し入れて、「現場協議委員会に関する協約(案)」を示し、右同日までに結論が得られない場合には、再締結する考えのないことを通告した。動労、鉄労及び全施労は、右改訂案どおりの協約を締結したが、国鉄と国労との交渉は決裂し、国労について右協約は同年一二月一日に失効した。

(丙第五~第九号証、証人A5 (原審))

(3) 国労、動労、全施労、全動労は、分割民営化の動きに反対の態度を示

し、昭和五七年三月九日、「国鉄再建問題四組合共闘会議」を発足させ、同月一二 日、国鉄総裁の同月五日付け通達に抗議を申し入れた。

また、国労は、分割民営化反対等を主張し、昭和五九年八月一〇日、二時間のス トライキを実施したほか、昭和六〇年春ころ、ワッペン着用闘争を行った。国鉄当 局は、ワッペン着用闘争について、同年九月一一日、五万九二〇〇人の国労所属組 合員に対して処分通告を行い、また、同年一〇月五日、日本国有鉄道再建監理委員 会の意見書に対する抗議行動に関して、国労所属組合員六万四一二六人、全動労二

〇五人、動労二七人等の処分を通告した。 これに対し、鉄労は、昭和五九年六月二七日の中央委員会で「地域本社制の導 入」を提案し、昭和六〇年八月の定期大会において、国鉄の分割民営化を支持する 方針を決定した。

(甲第六一号証、乙第一〇号証)

国鉄は、昭和六〇年一一月三〇日、余剰人員対策に積極的に取り組んで きた動労、鉄労及び全施労との間に、期限を昭和六二年三月三一日として、雇用安定協約を締結したが、国労が右対策に非協力であることを理由に、雇用安定協約を再締結できないことを通告し、両者間では同年一二月一日以降無協約の状態になっ た。

(甲第四〇~第四二号証)

(5) 国鉄は、昭和六一年一月一三日、動労、全施労及び鉄労との間で、「労使共同宣言(第一次)」を締結した。その内容は、「雇用安定の基盤を守るという立場から、国鉄改革が成し遂げられるまでの間、労使は以下の事項について一致協 力して取り組むことを宣言する。」とし、諸法規を遵守すること、リボン・ワッペンの不着用、氏名札の着用等定められた服装を整えること、点呼妨害等企業人とし てのモラルにもとる行為を根絶すること、必要な合理化は労使が一致協力して積極 的に推進すること、余剰人員対策については、派遣制度、退職勧奨を積極的に推進 することなどが掲げられていた。国鉄は、同日、国労に対しても、同内容の「共同

- 宣言(案)」を提示したが、国労は、その締結を拒否した。 (甲第四三号証、乙第二六、第四三号証) (6) 国鉄は、昭和六一年三月五日、各機関の長に対し、職場規律の総点検の 集大成として、個々の職員の実態把握を統一的に行うため職員管理調書を作成するよう通達を発した。それは、調査対象を同年四月二日現在の職員、調査対象期間を 昭和五八年四月一日から昭和六一年三月三一日までとし、基本事項、一般処分、労 働処分等を含む特記事項のほか、評定事項として、業務知識、技能、責任感、協調 性、職場の秩序維持、服装の乱れ、勤務時間中の組合活動等ニー項目について記入 することとされていたが、組合バッヂについては触れられていなかった。
- (乙第二五、第一五八号証、丙第一七号証、証人A6(原審)) (7) 鉄労、動労、全施労及び真国鉄労働組合(昭和六一年四月一三日に東京地本から脱退したものを中心に結成した。)は、同年七月一八日、国鉄改革労働組合協議会(以下「改革労協」という。)を結成した。そして、国鉄は、同年八月二 七日、改革労協と「第二次労使共同宣言」を締結した。その内容は、改革労協は、 国鉄経営の現状に鑑み、鉄道事業再生のための現実的な処方箋は、「民営・分割」 による国鉄改革を基本とするほかないという認識を持つに至り、故に労使は、信頼 関係を基礎に、国鉄改革の実施に向かって一致協力して尽力すること、労使は、

「国鉄改革労使協議会」が今後の鉄道事業における労使関係の機軸として発展的に 位置づけられるよう、緊密な連携、協議を行い、改革労協は、今後争議権が付与さ れた場合においても、鉄道事業の健全な経営が定着するまでは、争議権の行使を自 粛すること等というものであった。

(甲第四四号証、乙第二六号証)

国鉄総裁は、昭和六一年八月二八日、動労が第一次及び第二次の労使共 同宣言を締結し、「民営・分割」による国鉄改革に協力を約束するとともに、動労 が提起した係争中の訴訟三〇数件について紛争状態を解消したいとの申し出をしてきたことなどを理由として、二〇二億円訴訟(昭和五〇年一一月二六日から同年一二月三日まで行われた「スト権スト」に関し、国鉄が昭和五一年二月に国労及び動労に対して、それによって発生した二〇二億円の損害賠償の支払を求めた訴訟)に ついて、動労に対するものを取り下げ、「これまで動労がとってきた労使協調路線 を将来にわたって定着させる礎としたい」旨の談話を発表し、昭和六一年九月三 日、動労に対する右訴訟を取り下げた。

(乙第一〇、第二七号証)

(9) 国労は、昭和六一年一〇月九、一〇日に伊豆修善寺において臨時全国大会を開催したが、雇用と組織を守るために「大胆な妥協」をし、分割民営化の推進 を内容とする「労使共同宣言」の締結を提案した執行部案は否決され、引き続き国 鉄の分割民営化に反対する方針が確認された。

(甲第五四号証、乙第三六、第三七号証)

動労、鉄労は、昭和六二年二月二日、日本鉄道労働組合、鉄道社員労 (10)働組合などとともに鉄道労連を結成した。 (乙第三四、第三五号証)

(11) 国労は、昭和六一年四月一日において組合員数一六万五四〇三人、組織率六八・六パーセントであったが、昭和六二年二月一日には組合員数六万二一六 五人、組織率二七・三パーセント、同年四月一日には組合員数四万四〇一二人に減 少した。

国労を脱退した者は、同年二月二八日、鉄道産業労働組合を結成したり、鉄労、 動労などに加入するなどした。 (乙第二三、第二四号証)

(三)

(1) 鉄輪会との間で、「東海旅客鉄道株式会社の経営基盤確立に向けて(共同宣言)」 を締結した。この中で、被控訴人の労使関係について、被控訴人の発展のために は、相互の理解と信頼に基づいた対等な労使関係の確立が重要であり、そのために 労使は、企業内における問題は自主的に解決するという大原則に立ち、忌憚ない意見交換を行うが、「その際、国鉄時代の旧弊を廃すること」、労使は「経営協議会」における議論を充実させ、これが今後の被控訴人の労使関係の機軸として発展 的に位置づけられるよう、緊密な連携、協議を行い、東海旅客鉄道組合連合会及び 東海鉄輪会は、協調的な労使関係を基礎とした組織の完全統合への一層の努力を払 うことを宣言した。

(丙第一号証)

(2) これに対し、国労は、新会社である被控訴人発足後も分割民営化に反対 の方針で臨んだ。

(乙第一九四号証)

本件就業規則の制定等

国鉄は、昭和六一年一二月三日、本社内に東海旅客鉄道株式会社設立準 (1) 備室を設置し、この準備室において、本件就業規則の原案を作成し、昭和六二年三 月二四日に行われた被控訴人の創立総会において本件就業規則が制定された後、同 月三一日までに関係箇所に備え付けられたほか、同年四月一日の始業時刻に社員個 人用の本件就業規則の抄録が配布され、同日に配布不可能な者については、翌日以 降可及的速やかに配布された。被控訴人は、同月一日、社達第一号により本件就業 規則を施行するとともに、総達第九号により本件賃金規定を施行した後、労働組合

の意見聴取を経て、本件就業規則を所轄労働基準監督署に届け出た。
(甲第一、第六、第十号記、乙第一〇、第一八、第一〇五、第一〇六、第一一 二、第一八九号証)

(2) 期末手当の支給額は、本件賃金規程一四三条及び一四五条の規定に基づき、成績率により増額又は減額されるが、減額については、懲戒処分(減給、戒 告)及び訓告のほか、勤務成績が考慮されるところ、勤務成績については、減率適 用者調書が作成され、その中で、厳重注意を含む賞罰、服装違反の注意回数、業 績、態度等について具体的に記載されている。

(丙第一四号証の六、七、証人A7 (原審))

なお、被控訴人は、昭和六二年四月、各労働組合との間に、同内容の労 働協約を締結したが、労働協約六条には、組合員(専従を除く。)は、被控訴人か ら承認を得た場合を除き、勤務時間中に組合活動を行うことはできない旨の定めが ある。

(甲第三号証、証人A7(原審))

(五) 組合バッヂの着用状況

東京地本は、昭和六一年一〇月三一日、指令第六号により、その時点で は国鉄改革法案が衆議院を通過し、参議院の審議に入った段階であったが、この段 階での当面のたたかいとして、「国労バッデの完全着用を図ること」などを指令 し、また、昭和六二年三月三一日、指示第一六〇号により、「国労バッヂは全員が 完全に着用するよう再度徹底を期することとする。」などの指示を出した。また、

同年一〇月一九日から開催された東京地本定期大会において示された一九八七年度 (昭和六二年度) 運動方針(案) において、青年部活動の強化の一つとして、「国 労バッヂの全員着用にむけ職場での学習・討論を深めます。」との内容が示されて いた。

(甲第五、第五九、第六〇号証)

国鉄時代には、国労以外の他の労働組合も組合バッヂを作成し、組合員 に配布しており、各労働組合の組合員は、組合バッデを着用していたが、被控訴人が発足した同年四月には、国労以外のほとんどの他の労働組合の組合員は、組合バ ッヂを外しており、同月下旬には、組合バッヂを着用していたのは、国労所属組合 員のみという状況であったが、国労所属組合員であるという連帯感を互いに確認し 合って、仲間意識、組合意識を高め、国労のもとに団結するシンボルとして着用さ れていた。

動労や鉄労により組織された鉄道労連は、組合バッヂを定め、被控訴人が発足し た昭和六二年四月一日付け組合機関紙上で、「着けよう鉄道労連バッデ」というキャンペーンを行ったが、ごく一時的に着用した例外を除き、ほとんどの組合員は同 日以降右組合バッヂを着用しなかった。

(乙第八四、第一〇〇、第一〇一、第一九三、 、第一九六~第一九九号証、丙第一 第五八号証、証人A6(原審)、同A8(原審)、同A5(原審)、同A3 (原審)、同A9(当審)、同A10(当審)、同A1(当審))

なお、JR東海労働組合(前記JR東海労組から離脱した社員が結成し (3) た労働組合)の組合員が、平成四年春ころから平成五年夏ころまでの間、市販されている金色のターンクリップを胸に着用する集団行動を行ったことがあったが、被控訴人からの注意により、着用しなくなった。 (丙第四二、第四三号証、証人A6(原審))

組合バッヂ着用規制の経過

東海旅客鉄道株式会社設立準備室のB18室長は、昭和六二年三月二六 日、関係各人事、厚生(担当)課長に宛てて、「社章の着用について」と題する事 周知徹底させることを指示し、各長は、各職場に、組合バッヂの着用の禁止とこれ に従わない場合の懲戒の対象となることを掲示した。

さらに、同準備室B19名で、同年三月三一日、関係各総務担当課長に対し、「社章、氏名札及び組合バッヂ等の着用状況報告について」と題する事務連絡を行 い、同年四月一日に勤務を開始する現業社員の、社章、氏名札及び組合バッデ等の 着用状況を報告するよう求めた。

そして、被控訴人は、同月九日に各機関の総務担当課長に対し、同月一〇日に各 総務担当課(科)長及び各庶務助役に対し、それぞれ総務課長名で、「特に着用を 認める胸章、腕章等について」と題する事務連絡を行い、勤務時間中又は会社施設 内において着用することができる胸章、腕章等の範囲を明示し、組合バッデが含ま れないことを示した。

(乙第一六二~第一六五、第一七三~第一七八、第一九〇、第一九一、第二〇〇 号証)

被控訴人は、服装の整正を指導しているにもかかわらず、勤務時間中に (2) 組合バッヂを着用したり、社員研修センター入所中に組合バッヂを着用している社 員が見受けられるのは、企業人としての意識改革が不十分であるとして、昭和六二 年四月一三日、総務部勤労課長から各人事(担当)課長に宛てて、また、新幹線運 行本部長から現場長に宛てて、「組合バッヂ着用者等に対する注意・指導につい て」と題する事務連絡を行い、勤務時間中に組合バッヂを着用している社員に対しては、本件就業規則三条第一項、二〇条三項、二三条に違反する行為であることを通告し、直ちに取り外すよう注意・指導を繰り返すこと、注意・指導に際しては、社員個別に行い、その状況を克明に記録すること、それにもかかわらず取り外さな い場合には、本件就業規則違反として懲戒処分もあり得ることを通告すること、社 章・氏名札不着用者に対しても、同様に注意・指導を徹底すること、これを行わな い現場長、助役は労働契約不履行となることなどを連絡した。

被控訴人は、同月二二日、事務連絡により、社章、氏名札及び組合バッデ等の着 用状況を報告するよう求めた。

右二回の調査で報告された被控訴人の社員で組合バッヂを着用していた者は、同月一日時点で三七〇人、同月二四日時点で一七一人であり、そのほとんどが国労所属組合員であつた。被控訴人は、このように違反者がいるため、同年五月六日に各人事(担当)課長に宛て、同月七日に各長に宛てて、事務連絡を行い、同年四月一四日以降、管理者から再三の注意・指導にもかかわらず、同年五月六日に至ってもなお勤務時間中に組合バッヂを着用したり、社章・氏名札を着用しない社員を調査するよう指示し、調査結果については、本社においてヒヤリングを行い、さらに、同月二二日、調査対象期間を同年四月一日から同年五月二二日までとし、組合バッデ等の実態調査表を提出するよう指示し、同月二三日にヒヤリングを行った。(乙第一六六~第二七二号証)

- (3) 被控訴人は、右実態調査結果の報告を受けたが、被控訴人の社員全体で三八六人が組合バッヂを着用しており、このほとんどが国労所属組合員であった。被控訴人は、これを受けて、組合バッヂ着用者に対する処分(訓告六〇人、厳重意三二六人)を決定した。この決定を受けた新幹線運行本部では該当者二一六人(但し、全動労所属組合員三人を含む。うち、訓告六〇人)の処分を行ったが、そのうち厳重注意の対象者に対しては、昭和六二年五月二七日ないし同月三一日の間に、理由を付して厳重注意を文書で行った。本件組合員等は、国鉄時代から自主的に本件組合バッヂを着用していたものであったが、昭和六二年四月一日以降同年五月下旬になっても本件組合バッヂを取り外さずに継続的に着用していたことが認められたため、被控訴人は、本件措置をするに至った。
- (乙第一九六~第一九八号証、丙第八三号証、証人A3(原審)、同A4、同A10(いずれも当審))

そして、右認定の事実によれば、本件組合員等の本件組合バッヂの着用行為は、本件就業規則三条一項、二〇条三項、二三条に違反するものであり、本件組合員等にあっては、昭和六二年四月一日以降再三にわたり本件組合バッヂを着用しないように注意・指導されたにもかかわらず、同年五月下旬になっても本件組合バッヂを取り外さずに継続的に着用していたため、被控訴人は、本件組合員等に対し本件措置をとるに至ったものであるから、それはやむを得ないものであったと認められる。

したがって、右認定の事実からは、本件措置をもって、被控訴人が国労を嫌忌するがゆえに、国労の組織を弱体化させるために、支配介入した不当労働行為であるとは、認めることができない。

3 控訴人及び控訴人補助参加人等は、就業規則の解釈・適用は厳格かつ慎重に行われるべきものであり、本件就業規則二〇条三項、二三条の運用に当たってはは、本件救済命令が判断したように「ただ会社(被控訴人)の一方的に定めた規則に大したというだけでは足りず、バッデの着用が具体的に職場の秩序を乱し、まるというべきであるとして(前記事案の概要の「三 当事者等の主張」「2 控訴人は、及び同「3 控訴人補助参加人等(二)」)、組合バッデの着用行為は、限しよって職場規律を乱し、又は業務運営の妨げとなる等のことが認められないり、正当な組合活動であり、その着用を禁止することはできないものであり、本い組合員等が本件組合バッデを着用することにより、右のような事実が認められない組合員等が本件組合バッデを着用することにより、方のような事実が認められない。

訴人補助参加人等(三)」記載の事情から明らかであって、本件組合バッヂの着用行為が、本件就業規則二〇条三項、二三条に実質的には違反しないにもかかわらず、被控訴人が本件措置に及んだことは、被控訴人が国労を嫌忌するがゆえに、国労の組織を弱体化させるために、支配介入した不当労働行為であると主張するので、以下これらの点について検討する。

- (3) ところで、憲法二八条は、憲法二五条に定めるいわゆる生存権の保障を基本理念とし、労働者に対して人間に値する生存を保障するとの見地から、経済的劣位に立つ労働者に対し、実質的な自由と平等とを確保するとともに、他方で、結権、団体交渉権、争議権等のいわゆる労働基本権を保障するとともに、他方で、憲法二九条は、財産権の保障を規定しているのであって、憲法は、労働基本権を財産権との均衡関係において調和的に位置づけているのであるから、ここに労働基本権による財産権の制約を導き出す根拠があると同時に、労働基本権の保障についるの限界もあるというべきであって、これら両者の間の調和と均衡が保たれるように、実定法規、労働協約、就業規則等を適切に解釈・適用しなければならない。

労働基本権のうち、団結権は、団体交渉権、争議権等の前提であるという意味において最も根元的なものであるというべきところ、団結権は、労働組合を結成し、加入する権利を主たる内容とするが、労働者個人及び労働組合が団結を維持するための団結権活動として組合活動を行う自由も含まれるというべきであるが、組合活動を行う自由については、その行使の仕方によっては、使用者の財産権の保障と衝突する場合があるので、これらの調和と均衡が図られるように配慮することが必要である。

被控訴人が制定した本件就業規則は、企業経営の必要上従業員の労働条件を明らかにするとともに、企業秩序を維持・確立することを目的とするものであるが、その解釈・適用に当たっては、前記憲法の趣旨に従い、団結権と財産権との調和と均衡が確保されるようにされなければならないところ、右各規定の目的に鑑みれば、形式的に右各規定に違反するように見える場合であっても、実質的に企業秩序を乱すおそれのない特別の事情が認められるときは、右諸規定の違反になるとはいえな

いと解するのが相当である(最高裁判所昭和四七年(オ)第七七七号、同五二年一 二月一三日第三小法廷判決・民集三一巻七号九七四頁参照)。

したがって、本件組合員等の本件組合バッデ着用行為が、文言上形式的には本件就業規則三条一項、二〇条三項、二三条に違反するようにみえる場合であっても、実質的に企業秩序を乱すおそれのない特別の事情が認められるときは、右各規定の違反になるとはいえないと解するのが相当であるが、そのような特別の事情が認められない限り、右各規定違反になるものといわなければならない。

- (二) (1) そこで、次に、本件において、実質的に企業秩序を乱すおそれのない特別の事情があると認められるか否かについて検討するに入ることを許されて、従業員は、労働契約を締結して、労務提供のために企業に入ることを許されたのであるから、労働契約の趣旨に従って労務を提供するために必要が認められるがの、企業秩序に服する態様において、勤務時間中行動するの基本的にいるものであるところ、被控訴人の場合、第二次臨時行政調査会の基本的とが認め、第二次臨時行政調査会の基本のであるとが表しているものであるとが表しては、職場規律が弛緩し、ヤミ協定、悪慣行がいるように、国鉄時代には、職場規律が弛緩し、ヤミ協定、悪間では、悪でには、同じ轍を踏まないため、表でには、これたいたことから、新会社においては、同じ轍を踏まないため、表でにはれていたことが表されていたものであることが要請されていたものであること前記認定のとおりである。
- (2) したがって、本件就業規則三条一項の「社員は、被控訴人事業の社会的意義を自覚し、被控訴人の発展に寄与するために、自己の本分を守り、被控訴人の命に服し、法令・規定等を遵守し、全力をあげてその職務を遂行しなければならない。」という規定は、社員の職務専念義務という観点からは、社員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い職務にのみ従事しなければならないという職務専念義務を負うものであることを明らかにしたものであると解するのが相当である。

そして、労働契約においては、労務の提供の態様において職務専念義務に違反しないことは労働契約の重要な要素となっているから、職務専念義務に違反することは企業秩序を乱すものであるというべきであり、その行為が服装の整正に反するものであれば、本件就業規則二〇条三項に違反するといわなければならないし、また、それが組合活動としてされた場合には、そのような勤務時間中の組合活動は本件就業規則二三条、労働協約六条に違反するものといわなければならず、また、右規定違反が成立するためには、現実に職務の遂行が阻害されるなどの具体的な実害の発生を必ずしも要件とするものではないと解するのが相当である。

の発生を必ずしも要件とするものではないと解するのが相当である。
(三) (1) 本件についてこれをみるに、証拠(乙第七五、第七六、第七八〜第八一、第一九三号証、丙第五八号証、証人A9(当審))によれば、本件組合バッヂの形状は、縦一・一センチメートル、横一・三センチメートルで、黒地の金萬板に、金色の線路の断面図が描かれたものに「NRU」の文字(国鉄労働組合を要訳した「NATIONAL RAILWAY UNION」のイニシャル)がデザインされたものであり、国労の組合バッヂは、結成後間もない昭和二三年に制定されたが、昭和四一年二月の第二〇回大会において、国労結成二〇周年を記念して、それまでのものを現在のデザインに変更することが決定されたものであって、本件組合バッヂは、国労に加入した際、国労手帳とともに組合員に無償で支給され、国鉄時代には、国労の指令等がなくとも、国労所属組合員は、自発的にこれを制服等の胸や襟に着用していたことが認められる。

このように本件組合バッデは、そこに「NRU」の文字がデザインされているにすぎず、具体的な主義主張が表示されているわけではない。しかし、本件組合員等の本件組合バッデ着用行為は、前示のとおり、組合員が当該組合員であることを記述して本件組合員等相互間の組合意識を高めるためのものであるから、本件組合を表示して本件組合員に対し訴えかけようとするものであり、被控訴人の社員としての職務の遂行には直接関係のない行動であって、これを勤務時間中に行うことは、身体的活動による労務の提供という面だけをみれば、たとえ職務の遂行に特段の支障を生じなかったとしても、労務の提供のをみれば、たとえ職務の遂行に特段の支障を生じなかったとしても、労務の提供の態様においては、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために別、職務にのみ従事しなければならないという被控訴人社員としての職務専念義務に違反し、企業秩序を乱すものであるといわざるを得ない。

また、同時に、勤務時間中に本件組合バッヂを着用して職場の同僚組合員に対し

て訴えかけるという行為は、国労に所属していても自らの自由意思により本件組合 バッヂを着用していない同僚組合員である他の社員に対しても心理的影響を与え、 それによって当該社員が注意力を職務に集中することを妨げるおそれがあるもので あるから、この面からも企業秩序の維持に反するものであったといわなければなら ない。

また、本件組合バッヂの着用行為は、国鉄の分割民営化に反対する東京地本が昭和六二年三月三一日に出した「国労バッヂは全員が完全に着用するよう再度徹底を期することとする。」などを内容とする指示第一六〇号に従ってされたものであることに照らせば、使用者及び分割民営化に賛成した他の労働組合の組合員に対して、国労の団結を示そうとする意味があるものというべきであり、これにより、国鉄改革法に従って新会社の運営を推進しようとする使用者及び分割民営化に賛成した他の労働組合の組合員との対立を意識させ、そのことによってこれらの者が注意力を職務に集中することを妨げるおそれのあるものであるから、この面からも企業秩序の維持に反するものであったというべきである。

秩序の維持に反するものであったというべきである。 このような次第であるから、前示のとおり、前記各規定に違反するというためには、現実に職務遂行が害されるなどの具体的な実害の発生を必ずしも要件とするものではないのであって、本件組合バッヂを着用した者が、顧客と接触の多い車掌であるか、あるいは、運転所、保線所、電気所など接客頻度の低い部署に所属する者であるかによっては、その違反の情状に差異が生じ得ることはあっても、前記各規定の違反の成否に差異を生じるものではないといわなければならない。本件組合バッヂの着用により現実の職務遂行に支障を生じるものではないから、本件組合バッヂの着用は前記各規定に違反するものではない旨の控訴人及び控訴人補助参加人等の主張は採用することができない。

(2) 次に、証拠(乙第一〇〇、第一一三、第一九三、第一九四、第一九六~第二〇〇号証、丙一二号証、証人A7(原審)、同A8(原審))によれば、なるほど国鉄においては、職員の服装の整正について就業規則に、「六条(服装の整正)職員は、服装を端正にし、常に職員としての規律と品位を保つのめるところに従って、制服等を着用し業務に従事しなければならない(二項)。」、「服制及び被服類取扱基準規程」に、「一六条被服類には、腕章、キ章、服飾等であって、この規定に定めるもの及び別に定めてあるもの以外のも前にならない。」と定められており、国鉄の就業規則等によって、とにが認めた以外のキ章であるとしてその着用を禁止することにであったが、現場においては、各労働組合の組合員がそれぞれ組合バッデを着用しており、国鉄が組合バッデ着用を理由に処分したことは一度もなかったことが認める。

しかし、証拠(乙第一八五号証、証人A6(原審)、同A4(当審))によれば、三島鉄道学園においては、組合バッヂの着用は禁止されており、現場においても昭和四四、四五年ころには組合バッヂの着用を規制する動きもあったり、昭和六〇年一一月及び昭和六一年九月には、新幹線東京車掌所の職員に対して組合バッヂを着用しないよう掲示したことなどにより、昭和六一年秋以降着用しなくなったということもあったことが認められ、これらの事情に照らせば、右の事実からは、必ずしも、国鉄当局において勤務時間中の組合バッヂ着用が権利として認められていたとまで認めることはできない。

そして、職場規律の総点検項目や職員管理調書に組合バッヂ着用が明示されていなかったことは、前記認定のとおり(1(二)(2)、(6))であるが、それは是正すべき諸問題が多数あったために明示されなかったにすぎないことが窺われるし、そもそも、国鉄時代の職場規律の弛緩を反省し、従来は労使慣行として行われてきたことについて見直しを図り、新会社である被控訴人において企業秩序の維持・確立を図るための一環として、組合バッヂの勤務時間中の着用を禁止することに、合理的な理由があるというべきであるから、新会社である被控訴人において、改めて勤務時間中の組合バッヂの着用を禁止したことは、なんら非難されるべきことではないといわなければならない。

(3) さらに、控訴人補助参加人等は、国内外の鉄道関係組合の組合員が勤務時間中に組合バッヂを着用していることを指摘して、本件組合バッヂの着用規制を不当であると主張し、丙第五一(鑑定意見書・アメリカ合衆国における組合バッヂ着用問題)、第五二(組合バッジ国際アンケート報告書)、第五三(アメリカの組合バッヂと国労バッヂ)、第五四(組合バッヂに関する調査報告書)号証を提出

し、証人A11及び同A12の各証言(いずれも原審)を援用するが、本件における組合バッデ規制の問題は、前示のような一連の国鉄改革問題から新会社である被控訴人の設立や組合バッデの規制に至った経緯、規制の趣旨、目的を抜きにして、単なる組合バッデの着用という一般論として抽象的に論じることはできないのであって、指摘された事実をもって、本件組合員等の勤務時間中における本件組合バッデの着用を正当化し、勤務時間中における本件組合バッデの着用規制を不当とすることはできない。控訴人補助参加人等の右主張は採用することができない。

(四) 以上のとおり、本件において前記特別の事情があるとは認めることができず、他にこれを認めるに足りる証拠はないので、本件組合員等の本件組合バッデの着用行為は、本件就業規則三条一項に違反するとともに、同二〇条三項、二三条にも違反するものであるといわざるを得ず、本件組合員等の本件組合バッデの着用行為が同二〇条三項、二三条に違反しないにもかかわらず、被控訴人が本件措置に及んだものとして、本件措置が不当労働行為に当たるという控訴人及び控訴人補助参加人等の主張は採用することができない。

4 控訴人補助参加人等は、国鉄及び職場規律の乱れとして取り上げられた問題は、国鉄当局の管理の乱れに原因があったのであり、それにもかかわらず、被控訴人が、職場規律を保持するためとして本件組合バッデの着用行為を禁止し、本件措置に及んだことは、不当労働行為に該当すると主張する(前記事案の概要の「三当事者等の主張」「3 控訴人補助参加人(四)」)。

しかし、甲第二六号証によれば、第二次臨時行政調査会は、基本答申において、 国鉄の経営悪化をもたらした原因として、「1」急激なモータリゼーションを始めとする輸送構造の変化に対して、国鉄は鉄道特性を発揮できる分野に特化すべきであったが、現実には、公共性の観点が強調され過ぎ、対応が著しく遅れてきたこと、「2」国会及び政府の過度の関与、地域住民の過大な要求、管理限界を超えたと、「2」国会及び政府の過度の関与、地域住民の過大な要求、管理限界を超えたと、「2」国会及び政府の過度の関与、地域住民の過大な要求、管理限界を超えた 巨大な企業規模、国鉄自体の企業意識と責任感の喪失などの理由から企業性を発揮 できず、いわゆる「親方日の丸」経営といわれる事態に陥ったこと、「3」労使関 係が不安定で、ヤミ協定、悪慣行の蔓延など職場規律の乱れがあり、合理化が進ま ず、生産性の低下をもたらしたこと、「4」収入に比し異常に高い人件費比率、年 て、前記1(一)に認定したような内容を答申するとともに、緊急一一項目を指摘 し、ヤミ協定、悪慣行を是正し、現場協議制を本来の趣旨にのっとった制度に改め るよう求めたものであり、国鉄経営の悪化の原因の一つとして、職場規律の乱れに より、企業としての合理化が進まず、生産性の低下を招いたことが含まれるとする 指摘が不合理であると認めるに足りる証拠はない。また、控訴人補助参加人等が指摘する職場規律の乱れとして問題となった現場協議制の運用や組合所属職員が現場 管理者の指示等に従わないといった問題についてみると、証拠(甲第八ないし第一〇、第一二ないし第一六、第六四号証)によれば、現実に労働組合員による職場闘 争などにより、現場協議の場において現場管理者が吊し上げを受けたり、種々の事 態が生起していることが認められ、このような事実に照らせば、右職場規律の乱れ はひとり使用者の対応の仕方にのみ責任を帰せしめることはできない。以上の検討 結果と、前記3に説示したとおり、勤務時間中に本件組合バッヂを着用すること は、職務専念義務に違反し、企業秩序を乱す行為であること及び本件措置に至った前示の経緯に照らしてみれば、被控訴人において、国鉄時代と異なった企業秩序の

維持・確立を図るため、その施策の一つとして組合バッヂの着用行為を規制することが不当であるということはできず、国鉄時代の職場規律の乱れの原因は管理の乱れにあるのであり、それにもかかわらず、被控訴人が右のとおり本件組合バッヂの着用を禁止し、本件措置に及んだことは不当労働行為に該当するという控訴人補助参加人等の右主張は採用しがたい。

5 控訴人は、本件組合員等の本件組合バッデの着用行為について行われた本件 措置が不相当に重大な不利益処分であると主張する(前記事案の概要の「三 当事 者等の主張」「2 控訴人」)。

しかし、前記のとおり、本件組合員等においては、昭和六二年四月一日以降再三にわたり本件組合バッヂを着用しないように注意・指導されたにもかかわらず、同年五月下旬になっても本件組合バッヂを取り外さずに継続的に着用していたことが認められたため、被控訴人は、企業秩序の維持・確立のため、本件組合員等に対し厳重注意を行ったものであるから、その違法性の程度に照らし、訓告より軽い厳重注意としたことは是認することができ、本件措置が不当であるということはできない。

なお、本件組合員等のうち、東京第二運転所に所属していたA1は、昭和六二年四月一日は本件組合バッヂを着用していなかったが、それ以降着用し、「外しなさい。」と注意されても着用を続けていたが、研修センター三島分室に入所した同月一四日には、注意を受け入れてこれを外し、同年五月八日までは着用しなかったが、これ以降また着用するようになったものであるから、同様の評価を受けることもやむを得ないといわなければならない。

6 控訴人は、被控訴人が形式的には、国鉄と別個独立の法人であるといっても、国鉄の事業を引き継いだ会社であり、昭和六〇年七月に日本国有鉄道再建監理委員会の提言が提出された以降の労使関係の経緯をみれば、国鉄が国労を嫌忌していたことが容易に認められ、被控訴人はこれを引き継いで国鉄と同様の意図のもとに行動していたものであり、不当労働行為意思が認められると主張する(前記事案の概要の「三 当事者等の主張」「2 控訴人」)。

の概要の「三 当事者等の主張」「2 控訴人」)。 しかし、企業秩序の維持・確立は、労務提供が完全になされるための基礎的条件であり、職場の安全管理の上からも重要なことであるから、被控訴人がこれを希求するのは当然のことであるが、被控訴人にあっては、前示のとおり、新会社として発足して以来、全社員に国鉄時代とは異なった企業秩序の維持・確立をめざしていたものであることが認められることに照らしてみると、被控訴人に不当労働行為意思があったと認めることはできない。

すなわち、前記認定のとおり、被控訴人設立前の国鉄時代には、長年にわたる赤字額の累積により経営上の危機にひんして再建を迫られていたが、他方で、昭和五六年一〇月、一一月に開かれた第九五回国会の衆議院及び参議院の行財政改革に関する特別委員会において、国鉄のヤミ慣行、ヤミ協定、ヤミ休暇、ポカ休等が取り上げられ、職場規律の問題が指摘されたのみならず、昭和五七年三月ころからは、国鉄のポカ休、ヤミ手当や現場協議における管理者の吊し上げ等の職場規律の乱に対する厳しい批判報道が相次いだため、国鉄は、これらの批判に応えるために是正措置を講ぜざるを得ない状況に立ち至り、昭和五六年一一月九日、各鉄道管理局長らに対し、職場規律維持のための具体的措置を講じるように求め、さらに、運輸

大臣の指示を受けて、国鉄総裁は、昭和五七年三月五日、職場規律の総点検と是正を指示する通達を発し、国鉄は、職場規律維持のため、昭和六〇年九月までの間に 八次にわたり職場規律の総点検を行った。その間、第二次臨時行政調査会は、昭和 五七年七月三〇日には、第三次答申(基本答申)を行い、その中で、「職場規律を 確立し、個々の職員が経営の現状を認識し、最大限の生産性を上げること」との指 摘をしたが、「新形態移行までの間緊急にとるべき措置」の一つとして、 「職場規 律の確立を図るため、職場におけるヤミ協定、悪慣行(ヤミ休暇、休憩時間の増付 与、労働実態のともなわない手当、ヤミ専従、管理職の下位職代務等)は全面的に 是正し、現場協議制度は本来の趣旨にのっとった制度に改める。また、違法行為に対しての厳正な処分、昇給昇格管理の厳正な運用、職務専念義務の徹底等人事管理 の強化を図る。」とする項目が含まれていた。政府も、右答申を最大限に尊重し必 要な措置をとる旨の閣議決定をするとともに、職場規律の確立のために職場におけるヤミ協定及び悪慣行については直ちに是正措置を講ずることを当面の緊急対策の 一つとした。また、日本国有鉄道再建監理委員会が昭和五八年年八月二日、「日本 国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置の基本的実施方 針について」と題する報告を提出し、その中で、国及び国鉄が緊急に講じなければ ならない措置の実施方針について意見をとりまとめ、経営管理の適正化の一つとして職場規律の確立を取り上げた。ところが、昭和六〇年九月までの八次にわたる職 場点検の結果徐々に職場規律が図られたものの、なお不十分であったため、職員管 理調書を作成し、職場規律の確立を図ろうとしたが、被控訴人が設立された創立総 全調査を作成し、服物税件の服立を図うりとしたが、成在所入が成立とれた同立版会において、本件就業規則が制定されたものの、なお、本件組合員等は、国鉄時代と同様に本件組合バッヂを制服の襟に着用しており、被控訴人が発足した後も、同様であった。そこで、東海旅客鉄道株式会社設立準備室のB18室長は、昭和六二年三月二六日、関係人事、厚生(担当)課長に宛てて、事務連絡を行い、その中年におり、関係人事、厚生(担当)課長に宛てて、事務連絡を行い、その中年におり、関係人事、厚生(担当)課長に宛てて、事務連絡を行い、その中年におり、関係人事、厚生(担当)課長に現れた会社会業のほ で、社章を同年四月一日の始業時から、勤務時間中は全社員着用することなどのほか、組合バッデ等の着用はさせないことを指示し、この指示を受けた新幹線総局 は、同年三月三一日、本件組合バッデを全員着用するように指示し、このようなこ ともあって、国労所属組合員は現場管理者の注意に従わなかつたものである。これ に対し、被控訴人は、同年四月一三日、事務連絡を行い、勤務時間中に組合バッヂ を着用している社員に対しては、本件就業規則三条一項、二〇条三項、二三条に違反する行為であることを通告し、直ちに取り外すよう注意・指導を繰り返すこと、注意・指導に際しては、社員個別に行い、その状況を克明に記録すること、それに もかかわらず取り外さない場合には、本件就業規則違反として懲戒処分もあり得る ことを通告することなどを指示した。これを受けて、現場管理者は、勤務時間中に 組合バッヂを着用していた社員に対し、個別に注意・指導をしてきたが、本件措置 を受けた者は、再三にわたる注意・指導にもかかわらず、本件組合バッヂを着用し ていた国労所属組合員であった。

なお、国労は、国鉄の分割民営化に一貫して反対する方針を採り、被控訴人発足後も分割民営化に反対する方針で臨んでおり、被控訴人とは対立的な状況にあって、このような状況において勤務時間中に本件組合バッヂを着用することは、同僚組合員に対して訴えかけ、組合員以外の社員に対しても心理的影響を与えるのみならず、労使間及び労働組合間の対立を意識させるものであって、職務専念義務に違反し、本件就業規則三条一項、二〇条三項、二三条に違反する行為であることは、前記3のとおりである。

以上の経緯からみるならば、被控訴人が、全社員を対象として、企業秩序の維持・確立を図るために、職場規律の乱れが指摘されていた国鉄時代とは異なる施策を採り、本件就業規則により組合バッデの着用を禁じ、これに従わなかった本件組合員等に再三にわたり注意・指導を重ね、それにもかかわらず本件組合バッデの着用を継続したことを理由として、本件措置に至ったことには十分合理性、相当性があったというべきであって、これにより被控訴人に不当労働行為意思があったと認めることはできず、控訴人の右主張も採用することはできない。

7 控訴人及び控訴人補助参加人等は、被控訴人の不当労働行為意思を推認させ

る具体的事情として、前記事案の概要の「三 当事者等の主張」「2 控訴人」及 び同「3 控訴人補助参加人等(五)」記載のとおり主張するので、この点につい て検討する。

- (-)1に認定した事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、次のとおり認めら れる(証拠は認定事実の後に括弧書きで示した。)。
 - 「第一次共同宣言」の締結と国鉄総裁の発言について (1)

(二) (5) のとおり。

B2国鉄本社職員局次長の発言について (2)

B2国鉄本社職員局次長(現被控訴人代表取締役社長)は、昭和六一年五月二一日、動労東京地方本部各支部三役会議に出席し、「レーガンがカダフィーに一撃を 加えました。あれで、国際世論はしばらく動きがとれなくなりました。私はこれか らB4(当時の国労の委員長)の腹をブンなぐってやろうと思っています。みんな を不幸にし、道連れにされないようにやっていかなければならないと思うんであり ますが、不当労働行為をやれば法律で禁止されていますので、私は不当労働行為を やらないという時点で、つまり、やらないということはうまくやるということであ りまして……」と発言した。

(乙第二九号証)

B5機械課長の文書について (3)

国鉄本社車輌局B5機械課長は、昭和六一年五月、全国の各機械区所長に対し 機械部門が新事業体において存続できるようにするためには、職員の意識改革が必 要であることを強調し、「「1」国鉄改革を完遂するには、職員の意識改革が大前提である。「2」職員の意識改革とは、端的に言えば、当局側の考え方を理解でき、行動できる職員であり、新事業体と運命共同体的意識を持ち得る職員であり、 真面目に働く意志のある職員を、日常の生産活動を通じて作り込むということである。このような職員のみが、新事業体に明るい未来を約束する。「3」従って、当 面職員の意識改革を行うということは、過去の労働慣行に基づく職員の意識と新事 業体の進むべき道との間の闘いであり、必ずそこに労使の対決が生じ、これを避け て通ることは不可能である。「4」逆に言えば、労使対決、あるいは対決とまでゆ た通ることは不可能である。「4」逆に言えば、男使対反、めるいは対反とまでゆかなくとも職員に対して言いにくいことを言うなどということを恐れていては、職員の意識改革は不可能であるということを肝に命ずべきである。「5」そのためには、管理者は自分の機械区は自分の責任において潰すのだという居直りが必要不可欠である。」とし、「どうか、職員に対して言いにくいことをボケスケ言ってたた い。その結果、機械区が潰れてもかまいません。そのような機械区は、新事業体に なったらいらないのです。」と記載した文書を配布した。

(乙第三〇号証)

(4) 国鉄総裁による国労非難について

B3国鉄総裁は、昭和六一年七月八日の動労大会及び鉄労大会、同年八月の全施 労大会に出席し、動労大会では、「動労の皆さんの知性と勇気に心から御礼を申し 上げます。国鉄の組合のなかにも「体は大きいが、非常に対応が遅い組合」があり ます。この組合と仮に、昔「鬼の動労」といわれたままの動労さんが今ここで手を結んだと致しますと、これは国鉄改革どころではない。そのことを想像するたびに、私は背筋が寒くなるような感じがします。……あらためて動労の皆さんに絶大 なる敬意と賞賛の言葉を申し上げます。……私は総裁としての最大の責務のひとつは、真面目に仕事をしている職員を、一人たりとも絶対に路頭に迷わせないようにすることだと思います。」と挨拶し、鉄労大会では、「国鉄はマル生運動以降、苦難の歴史が刻み込まれた。生産性運動はまことに当然なことであるが、これをなり 完遂できなかったのか、と反省している。しかし、この苦難のなかで終始一貫した 信念と勇気と行動力の鉄労の存在は画期的であり、絶賛称賛したい。ほめてもほめ すぎることはない。……余剰人員対策には万全を期したい。真面目な職員を一人た りとも路頭に迷わせてはならない。」と挨拶し、全施労大会では、「全施労の皆様方の今日の国鉄改革への協力につきまして心から感謝申し上げます。……これらの問題の解決のためには私共も努力すると同時に全施労の皆様方のご協力をいただきながら、真面目に働く職員が路頭に迷う様なことのない様、万全を期して参りたいます。 と思いますので一層のご支援、ご協力を賜りたいと思います。」と挨拶した。

(乙第六〇、第六三、第六四号証)

第二次労使共同宣言の締結について (5)

前記1 (二) (7) のとおり。 (6) 二〇二億円訴訟の取下げについて

前記 1 (二) (8) のとおり。 (7) 人材活用センターへの差別的配属について

国鉄は、昭和六一年七月一日、合理化によって生じる余剰人員対策として、所要 を上回る人数を一括管理するため「人材活用センター」を全国一〇一〇箇所に設置 した。配置された職員を組合別にみると、同年一一月一日現在において、国労八一 に、配直された戦員を相合別にみると、向平一一月一日現住において、国方八一 パーセント、動労七パーセント、鉄労六パーセントとなっている。当時の国労の組 織率は国鉄全職員の四八パーセントであった。また、新幹線支部についてみれば、 同支部の各分会の現役員、元役員を含む一一八人が配置された。 (甲第一号証、乙第四八~第五五、第一〇七号証) なお、昭和六一年一一月に横浜鶴見人材活用センターにおいて発生した傷害事件 に関して、国労所属組合員が逮捕・起訴されたが、平成五年五月一四日、無罪判決 が言い渡され、その後確定した。

が言い渡され、その後確定した。

(丙第四一号証)

採用拒否と採用差別について 、昭和六二年二月一六日、設立委員会に対し、「新会社に採用すべき者」 の名簿を提出し、設立委員会は、国鉄の提出した名簿に記載された者全員を採用し たが、その結果、全国で国労所属組合員が不採用とされる割合が高かった。特に、北海道、九州における国労所属組合員の採用率は低く、北海道においては、改革労 協の採用率が九九・四パーセントであるのに対し、国労所属組合員の採用率は四八 パーセント(なお、全動労の採用率は二八・一パーセント)にすぎず、九州におい ては、国労所属組合員の採用率は約四三パーセントであった。

(乙第二〇、第二一号証)

新幹線支部の各分会役員等に対する差別的配属について

国鉄当局は、昭和六二年三月一〇日、東京第一運転所において国労に所属する職 員のうち、現役員・元役員を中心に、六一人を警備に、六三人を兼務として営業・ 運輸に配属し、同月二八日ころ、東京第二運転所において国労に所属する職員のう ち、四五人を運転士業務を兼務として、営業・運輸に配属し、国労所属組合員で運 転士本務である――四人の中から一八人を指名し、順番で警備の仕事につかせる措置をとり、また、そのころ、東京保線所において国労に所属する職員のうち、二七人を本来業務を兼務として、営業・運輸に配属した。また、東京電気所においては、昭和六一年六月ころには二百数十人の職員のほとんどが国労の分会に所属していたが、昭和立二年五月ころには、国党公会の正屋老は九三人に激減した。 いたが、昭和六二年五月ころには、国労分会の所属者は九三人に激減した。

(乙第八六、第九七、第一〇三、第一〇九、第一一〇、第一九三、第一九六~第 一九八号証、丙第四六号証)

各JR会社の分割民営化直後の不当労働行為について (10)

昭和六二年六月には、東日本旅客鉄道株式会社において、新宿車掌区事件が発生し、同事件について、同会社の国労所属組合員に対する降格処分と脱退強要が不当労働行為であったとする裁判が最高裁判所で確定し、さらに、同年夏から秋にかけて、同社と被控訴人双方で、国労所属組合員に対する出向事件が発生し、労働委員 会から救済命令が発せられている。

(丙第三五号証)

新会社での新たな「共同宣言」について (11)

前記1(三)(1)のとおり。

被控訴人のB2取締役企画本部長の発言について

被控訴人のB2取締役企画本部長は、昭和六二年五月二三日、静岡の商工会議所 の会議室で開催された現場長会議において、新会社発足が円滑に進んだ理由とし て、「Kの崩壊があげられる。もしKが一年前の勢力であったならば、うまくはい かなかったと思う。……従って少しでも気持ちをゆるめると、又元のもくあみであ る。鉄道労連といえども数組合が結合しているのであり、いつこのなかからはみ出 す組合がでるかもわからない。組合については、常に気をゆるめることのないよう に。」と発言した。 (乙第九八、第一九三号証、丙第二号証)

被控訴人B6社長の発言について

被控訴人のB6社長は、昭和六三年一月のJR東海労組の機関紙において、同労 組のB20委員長代行との座談会の中で、「東海労の方とは、「同じ船に乗り、し かも同じ方向に櫓をこぎだしている」間柄だと思っております。「もうその船から はお互いに降りることが出来ない関係」だけにとどまらず、「力を抜けばJR東海丸は漂流してしまう関係」にあります。……これ(経営協議会)をこれからのJR 東海の労使関係の機軸にしていかなければならないと思います。」等と述べた。 (丙第三号証)

(14) 現場管理者の言動について

東京保線所では、B7所長が、昭和六二年四月二日、東京支所に勤務していたA10に対し、約六時間にわたり本件組合バッヂをはずすよう執拗に言い、その中で、「突っ張っているんじゃない。首をかけてやる覚悟してやってんのか。」などと言った。

また、同所長は、同月八日、小田原支所において、国労所属組合員のB8及びB9を個別に呼び出し、支所長と助役の同席するところで、B8に対しては、「おめえは首覚悟でやっているのか。」「おれと心中する度胸があるくらいの気持ちでつけているのか。」などと述べ、本件組合バッヂの取り外しを強く求めたので、同組合員は一時本件組合バッヂ外したが、その後再度着用した。また、B9に対しては、「子供も奥さんもいるのだろう。君が首になったら、家の人は困るだろう。」と言い、執拗に本件組合バッヂ取り外しを求めた。

さらに、同所長は、同月二一日、小田原支所の平塚管理室において、作業中の国 労所属組合員B10に対し、「バッヂ着けて仕事をしても、仕事じゃない。」と言った。

(乙第一九八、第二〇〇号証、丙第七四、第七五号証、証人A10(当審)) 東京第二運転所のB15総務課長は、同年五月ころ、国労所属組合員のA3に対し、ネクタイに着けていた本件組合バッヂ指で指しながら「そんなもの着けているようでは本務に戻れないぞ。」と言った。

同所に所属していたA1は、昭和六二年二月に運輸部兼務となり、同年四月一日は本件組合バッヂ着用していなかったが、それ以降着用し、上司から外すように注意されても着用を続け、研修センター三島分室に入所した同月一四日には注意を受け入れてこれを外し、同年五月八日までは着用しなかったが、これ以降また着用するようになった。同人は、上司から「外しなさい。」とは言われたが、それだけで終わっており、「外さなくちゃだめだ。」とは言われなかったと受け止めている。(丙第二九、第八三号証、証人A3(原審)、同A1(当審))

東京電気所では、信号通信工事科B16助役が、A4に対し、同年三月三一日、「明日の入社式でバッデを着けている者には社員章を渡さない。」と言い、翌日入社式でも、所長が社員章を渡す前に二回ほど「そのバッデはずしなさい。」と言ったが、結局本件組合バッデはずさなかった同人にも社員章を手渡した。

また、東京電気所電力課長は、国労所属組合員のB17を就業時間中に何度も呼びつけて、「就業規則に定められているのだから、バッヂはずしなさい。」と執拗に求め、さらに、同人を含めて本件組合バッヂ用者を見かける都度、「そのまま着けていると、重大な処分をしなければならない。」と再三処分をほのめかした。

(乙第一九八号証、丙第七六号証、証人A4(当審))

(15) 職員管理調書による国労差別について

前記1 (二) (6) に認定した職員管理調書の特記事項に記載される労働処分については、昭和五八年七月二日処分通知を行った「五八・三闘争」から記入することとされたが、動労が最後に行った闘争は、昭和五七年一二月のストライキであり、その処分は昭和五八年三月二六日に通告されているので、右基準によれば、動労組合員の労働処分歴は右調書に記載されず、それ以降も闘争を展開した国労所属組合員のみが労働処分の記載がされることになった。

(乙第二五号証、丙第一七号証)

(二) 右(1)ないし(13)に認定した各事実(ただし、控訴人補助参加人等は、国鉄車輌局B5機械課長が、昭和六一年五月、全国の各機械区所長に対した文書の「機械区は自分の責任において潰すのだ」という文言を、「機械区の国労を潰す」という意味であるとしているが、前後の状況と文章の全体からすれば、その意味するところは、所長が職員に対して言いにくいことをはっきり言うことにより、仮に労使対立が激化し、機械区としての機能が麻痺するような状況が発生した場合を想定して述べたものであり、「国労を潰す」ことを意味するものであると解することはできない。)、前記1(二)に認定した分割民営化に至る国鉄労使の

状況及び同(三)に認定した被控訴人における労使関係の状況によれば、当時国鉄は、国鉄の分割民営化及びそれに伴う諸施策に反対し、ストライキやワッペン闘争を行うなどしていた国労との間で、熾烈な対立状況にあり、また、被控訴人が設立された後においても分割民営化に反対の態度を維持していた国労とは、対立的状況にあったことが認められる。

しかし、組合バッデの着用禁止は、国鉄時代に職場規律の乱れが業務運営に好ましくない影響を与え、第二次臨時行政調査会の基本答申、日本国有鉄道再建監理委員会による「日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべたため、新会社である被控訴人においては、その反省の上に立って、職場規律の確立を図り、職務専念義務の徹底等人事管理の強化を図ることを目的とした服装の整正の一環として、すべての労働組合の組合バッデ対象として行われた前示の事実関係の場合が必要に、右のような国鉄及び被控訴人と国労とが対立状態にあったとの事場にあるからといって、被控訴人が国労を嫌忌するがゆえに、本件措置が国労所属組合であると認めることはできない。

また、(14)に認定したとおり、被控訴人の現場の管理者が、本件組合バッヂを外させるために、種々の言動を行っていることが認められる。しかし、本件組合等による勤務時間中の本件組合バッヂの着用が本件就業規則違反であるところ、前記に相当な方法により注意・指導を加えることは当然のことであるところ、前記定の言動の中には、本件就業規則に違反する本件組合バッヂ着用を注意し、その取り外しを指導しようとするあまり、いきがかりとはいえ表現において穏当さる欠いていたり、感情的と思われる言動が見られた点があることは否定し得ない国労の人の、そうであるからといって、これをもって、被控訴人の現場の管理者が国党をの、そうであるからといって、これをもって、被控訴人の現場の管理者が国党をからよるがゆえに、国労の組織を弱体化させるために支配介入したものであるとがでは組合員等の正当な組合活動を制限しようとした行為であるとは認めることができない。

(三) なお、控訴人補助参加人等は、本件組合バッヂ着用が禁止されたのは、昭和六二年四月以降であるが、その前後数ヶ月間に差別事件が集中的に発生し、労働委員会から救済命令が発せられている旨を指摘して、本件措置が不当労働行為であると主張する(前記事案の概要の「三 当事者等の主張」「3 控訴人補助参加人等(五)(8)」)が、右に説示したような諸事情に照らせば、本件組合員等の本件組合バッヂ着用行為を規制することには合理的な理由があると認められ、本件組合バッヂ着用行為を規制することには合理的な理由があると認められ、本件はそれらの事件について不当労働行為が認められたとしても、本件はそれらの事件とは事案を異にするものであるから、本件と同一に論じることはできないのであるからといって、被控訴と関するといって、被控訴と記述を表してあるといって、被控訴と記述を表している例があるからといって、被控訴と記述を表している例があると認めることはできない。

(四) また、控訴人補助参加人等は、前記職員管理調書の特記事項中の労働処分の記入基準が、国労所属組合員のみを不利益に扱うように仕組まれたものであると主張するところ(前記事案の概要の「三 当事者等の主張」「3 控訴人補助参加人等(五)(15))、右(一)(15)の事実が認められるが、国鉄職員にて行われた労働処分が正当なものであるならば、職員の管理上、それが考慮されるのはやむを得ないことであり、対象となる労働処分を右一定期間に限定するるのはやむを得ないことであり、対象となる労働処分を右一定期間に限定するであるのはやむを得ないことであり、対象となる労働処分を右一定期間に限定することも不相当であるとはいい難いし、それにより実際に右基準に該当する職員があるとはいい難いし、それは結果的にそのようになったとしても、それは結果的にそのようにはあって、国労所属組合員のみをねらって不利益に取り扱うため意図的に仕組まができない。

(五) さらに、本件就業規則の制定過程、東海旅客鉄道株式会社設立準備室からの昭和六二年三月二六日付け事務連絡をもって、国労及び国労所属組合員においを定めて行われた旨を主張するところ(前記事案の概要の「三 当事者等の主張」「3 控訴人補助参加人等(五)(16)」)、本件就業規則は、旧国鉄本社内に設置された右設立準備室においてその案が作成され、また、右設立準備室から右事務連絡が発せられたことは、前記認定のとおりであるが、被控訴人設立の経緯からして、右設立準備室が旧国鉄本社内に設置されたことは合理的な理由があり、からして、右設立準備室が旧国鉄本社内に設置されたことは合理的な理由があり、があるとおりの被控訴人の設立に至る経緯や本件就業規則の趣旨、目的等にに向けば、本件就業規則は、従来の国鉄とは異なる新しい企業秩序の維持・確立に向けて、すべての社員を対象として制定されたものであって、こうしたことによれば、

右設立準備室において本件就業規則の案が作成され、右事務連絡が発せられたから といって、本件就業規則及び右事務連絡が国労及び国労所属組合員にねらいを定め たものであったと認めることはできないし、他にこれを認めるに足りる証拠はな い。控訴人補助参加人等の右主張も採用することはできない。

8 以上の次第であるから、本件措置をもって、被控訴人が国労を嫌忌するがゆえに、国労の組織を弱体化させるために支配介入した不当労働行為であると認めることはできず、他に本件措置が労働組合法七条三号所定の不当労働行為に該当すると認定するに足りる証拠はない。

二 争点2に対する判断

控訴人補助参加人等は、行政処分の取消訴訟の補助参加人は、共同訴訟的補助参加人の地位を有し、被参加人の訴訟行為と抵触する訴訟行為をすることもでき、本件救済命令の法律的根拠として労働組合法七条三号のほかに同条一号を追加変更したとしても、処分の同一性は失われず、被控訴人に不利益を与えるものではないから、本件措置が同条一号に該当することを主張することができるとして、被控訴人のした本件組合員に対する本件措置は同条三号のほか、同条一号に該当する旨を主張する。

なるほど、本件訴訟は、行政処分の取消訴訟であるから、これに補助参加した参加人は、共同訴訟的補助参加人と解するのが相当であって、共同訴訟的補助参加人は、被参加人の利益に反しない限り、被参加人の行為と抵触する訴訟行為をすることもできると解されるから、控訴人が主張した事項であるか否かにかかわらず、控訴人補助参加人等は、これを主張することができるというべきである。

は、概念加入の利量に及じない限り、ではあり、ではあった。 できると解されるから、控訴人が主張した事項であるかにかかから、 訴人補助参加人等は、これを主張することができるというべきである。 しかし、仮に、控訴人補助参加人等が主張するとおり、本件救済命令の法律的根 拠として労働組合法七条三号のほかに同条一号を追加変更することが処分の同一を 失わせるものではなく、控訴人補助参加人等において本件措置が同条一号に該 することを追加主張することができるとしても、一で説示したとおり、本件組合員等が本件措置を受けたことはやむを得ないという 等の本件組合が、本件組合員等が本件措置を受けたことはやむを得ないというさい。 きであり、前記認定のとおり、本件措置について、被控訴人が国労を嫌忌という さという、本件組合員等の正当な組合活動を制限しようとした行為であるといる ことはできず、労働組合法七条一号所定の不当労働行為に該当するということはできない。

したがって、本件措置が労働組合法七条一号所定の不当労働行為に該当するとい う控訴人補助参加人等の主張は採用することができない。

第四 結論

以上の次第であるから、控訴人及び控訴人補助参加人等の主張は採用することができず、控訴人が発した本件救済命令は違法であるから、その取消を求める被控訴人の請求は理由がある。

よって、被控訴人の本件請求を認容した原判決は相当であって、控訴人及び控訴 人補助参加人等の本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、控 訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条、九三条を適 用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小川英明 裁判官 下田文男 裁判官 長秀之)